

大和市要介護認定調査専門嘱託員等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第26号

大和市要介護認定調査専門嘱託員等の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市要介護認定調査専門嘱託員等の設置に関する規則（平成20年大和市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（第1号様式）を交付し」を「を」に改め、「（第2号様式）」を削る。

第10条第2項中「（昭和23年法律第178号）」を削る。

第11条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（様式）

第11条 この規則で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市要介護認定調査専門嘱託員証	第5条
第2号様式	大和市要介護認定調査嘱託員証	第5条

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。